

坂田保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです

1. 施設運営主体

名 称	西原町立坂田保育所
所 在 地	沖縄県中頭郡西原町字翁長 6 6 5 番地
連 絡 先	0 9 8 - 9 4 5 - 5 3 0 6
代表者指名	西原町長 崎原盛秀

2. 利用施設

施設の種類	保育所						
施設の名称	坂田保育所						
所 在 地	沖縄県中頭郡西原町字翁長 6 6 5 番地						
連 絡 先	(電 話 番 号) 0 9 8 - 9 4 5 - 5 3 0 6						
	(F A X 番 号) 0 9 8 - 9 4 5 - 5 3 0 6						
管 理 者	所長 外間 みゆき						
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童						
利 用 定 員	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
	9 人	2 0 人	2 1 人	2 5 人	2 5 人	一 人	1 0 0 人
開設年月日	昭和 5 0 年 4 月 2 6 日 (開所 5 月 1 日)						
事業所番号	沖縄県指令第 ー 号						

3. 施設の目的・運営方針

坂田保育所（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 面 積	2,109.43 m ²
	園 庭 面 積	1,129.00 m ²
園 舎	構 造	R C (鉄筋コンクリート) 造
	延べ床面積	629.27 m ²

(2) 設備

設 備	部屋数	設 備	部屋数
乳児室・ほふく室	2 室	調理室	1 室
保育室	5 室	調乳室	1 室
遊戯室	1 室	幼児用トイレ	4 室
事務室・保健室	1 室		

(3) 職員の設置状況（令和 7 年 4 月 1 日 現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
所 長	1 人	1 人	人	
主任保育士	1 人	1 人	人	
保 育 士	2 8 人	1 7 人	1 1 人	加配保育士、休憩保育士、年休・週休代替保育士含む
職 種	員数	常勤	非常勤	備考
調 理 員	4 人	3 人	1 人	
栄 養 士	1 人	1 人	人	
用 務 員	1 人	人	1 人	

当園では、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日沖縄県条例第 85 号）」及び児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しております。

5. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
休 所 日	日曜日、祝日、慰霊の日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） ※臨時休所日（台風襲来等による警報発令時、感染症流行時など）

6. 保育を提供する時間

開所時間	月～金曜日	午前 7 時 15 分～午後 19 時 15 分（延長保育含む）
	土曜日	午前 7 時 15 分～午後 18 時 15 分
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 15 分～午後 18 時 15 分までの範囲内
	保育短時間	午前 8 時 15 分～午後 16 時 15 分までの範囲内
延長保育 時間外保育 ※	保育標準時間	夕：18 時 15 分 ～ 19 時 15 分
	保育短時間	朝： 7 時 15 分 ～ 8 時 15 分
		夕：16 時 15 分 ～ 18 時 15 分

※延長及び時間外保育は、保育時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合に利用頂くものです（別途、利用者負担金が必要となります）。

7. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記「6」に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 発達支援保育の提供について

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で保育の必要性が認められ、集団保育を行う場合、通常保育よりも保育士数を増やして、より丁寧な保育を行うことで子どもの発達を促し、基本的な生活習慣や社会性を育みます。

(3) 食事の提供

①自園調理

②保育を提供する日は、毎日食事の提供を行いますが、行事等に合わせてお弁当の持参をお願いする日があります（月に1回程度）。

③食事の時間帯について

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	11時頃	15時頃	離乳食
1歳児	9時頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児	—	11時30分頃	15時頃	
4歳児	—	11時40分頃	15時頃	

④アレルギーへの対応について

アレルギーやその他の事情により、給食に配慮が必要な場合はあらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書提出が必要で、除去食及び代替食にて対応しています。

※医師による診断書の提出がない場合は対応が出来ない為、必要に応じて弁当持参となります。

（例：宗教上の理由、保護者の方針等）

⑤衛生管理等について

調理従事職員における日々の健康管理及び検便検査の実施（毎月1回）により衛生管理を徹底しています。

⑥その他

献立内容は毎月献立表にてお知らせします。

8. 利用料金

(1) 特定保育・教育にかかる利用者負担（保育料）

3歳未満は、西原町が定める利用者負担額をお支払いいただきます。保育料の納入は口座振替をご利用下さい。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金があります。（個人用教材費、スナック代等）

(3) 延長保育・時間外保育に係る利用者負担金

①保育標準時間で利用されている方で、保育利用時間（11時間）を超えて利用する場合は延長保育となり、別途保育料が発生します。

利用時間：午後18時15分から1時間の延長保育

利用料金：1時間 300円（月契約の場合は、月当たり3,000円）

②保育短時間で利用されている方で、保育利用時間（8時間）を超えて利用する場合は時間外保育となり、別途、保育料が発生します。

利用時間：午前7時15分から8時15分の1時間、午後16時15分から18時15分の2時間

利用料金：1時間につき150円（月契約の場合は、月当たり4,500円）

(4) 3歳以上は、西原町が定める主食費及び副食費をお支払いいただきます（主食費：500円 副食費5,500円）副食費については保護者の所得割額の合計に応じて発生します。詳細は利用決定通知書をご確認

ください。

※上記年齢は、今年の4月1日時点の年齢となります。

- (5) 保育用品及び保育運営に必要な雑費の徴収につきましては、その都度ご説明を行いご依頼させていただきます。

9. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始について

西原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者に本重要事項説明書等に同意をいただき、保育の提供を行います。

(2) 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
- ・町外に転出するとき
- ・保護者から退園の申出があったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 嘱託医

内 科		歯 科	
医療機関の名称	医療法人ひまわりの会 太田小児科医院	医療機関の名称	平良歯科クリニック
医院長名	院長 太田 計	医院長名	院長 平良 恵信
所在地	西原町字小橋川 162 番地の 1	所在地	西原長字小那覇 639 番地
電話番号	098-946-5081	電話番号	098-945-7748

11. 緊急時における対応方法

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者又は保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

12. 非常災害対策

防火管理者	所長 外間 みゆき
消防計画届出 年月日	東部消防組合 平成29年6月19日
避難訓練	・年間計画に基づき、火災・地震・不審者侵入を想定した避難訓練を毎月行っています。（避難経路確認訓練・園児の誘導・通報訓練等） ・年に1回、東部消防との合同訓練を行っています。
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、消防機関通報火災報知設備、誘導灯

13. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任 金城伸江
相談・苦情解決責任者	所長 外間みゆき
第三者委員	新川佳代子、小波津美和、阿野広美

受付方法	来所、文書、電話等により受け付けます。 *保育所玄関に意見箱を設置しています。
------	--

1 4. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険種類	災害共済給付

※共済掛金（年額）の保護者負担額 150 円は現金徴収となります。保険料の納付時期は入所後にご案内します。

1 5. 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 6. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当園では、園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その他円滑な保育運営に必要な範囲の目的の為に利用します。

(2) 情報の保護

当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理いたします。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と認められた場合